

各種変更事項等に伴う提出書類一覧表

(水道)

届出内容 提出書類	法人の場合										注意事項	
	指定申請 (新規)	指定申請 (更新)	主任技術者の選任	主任技術者の解任	変更等							事業者証 の紛失
					名称・住所	代表者	法人の役員	事業所の名称・所在地	廃止・休止	再開		
指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1)	○	○										両面印刷のこと
誓約書 (様式第2)	○	○				○	○					
給水装置工事主任技術者選任・解任 届出書(様式第3)	○	△	○	○								更新申請時は変更がある場合のみ 提出
機械器具調書(写真添付) (別表)	○	○										それぞれの器具について、1種類 以上記入し、記入した全ての機械器 具を撮影し添付すること
定款	○	○			○	○		○				直近のもの 最終頁に『原本と相違ありません』 の文言を記入し、事務所所在地、事 業者名、代表者名を記入のうえ、代 表者印を押印のこと
登記簿事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○			○	○	○	○				発行から3か月以内、原本 登記事項証明書に記載のない場合 はその他確認できる書類を提出す ること
給水装置工事主任技術者免許証又は 主任技術者証の写し	○	○	○									主任技術者免許証はA4に縮小す ること
事務所の外内観の写真	○	○						○				名称が判別できる写真であること
指定事項変更届出書(様式第10)					○	○	○	○				
指定給水装置工事事業者(廃止・休 止・再開)届出書(様式第11)								○	○			
事業者証(返却)					○	○		○	○			
事業者証紛失届出書										○	○	
指定給水装置工事事業者証再交付申 請書										○		

※主任技術者選任・解任については、遅滞なく、主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生してから2週間以内に、再開の届出は、10日以内、その他変更等については30日以内に届け出をしてください。

※書類サイズは全てA4にしてください。

※上記の表にかかわらず、その他確認のため別途書類を提出いただく場合があります。

各種変更事項等に伴う提出書類一覧表

(水道)

届出内容 提出書類	個人の場合									注意事項	
	指定申請 (新規)	指定申請 (更新)	主任技術者の選任	主任技術者の解任	変更等				事業者証の紛失		
					氏名又は名称・住所	事業所の名称・所在地	廃止・休止	再開	再発行する場合		再発行しない場合
指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	○	○									両面印刷のこと
誓約書(様式第2)	○	○			○						
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	○	△	○	○							更新申請時は変更がある場合のみ提出
機械器具調書(写真添付)(別表)	○	○									それぞれの器具について、1種類以上記入し、記入した全ての機械器具を撮影し添付すること
住民票	○	○			○	○					発行から3か月以内 本籍地及びマイナンバーの記載のないもの 住民票に記載のない場合はその他確認できる書類を提出すること
給水装置工事主任技術者免許証又は主任技術者証の写し	○	○	○								主任技術者免許証はA4に縮小すること
事務所の外内観の写真	○	○				○					名称が判別できる写真であること
指定事項変更届出書(様式第10)					○	○					
指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書(様式第11)							○	○			
事業者証(返却)					○	○	○				
事業者証紛失届出書									○	○	
指定給水装置工事事業者証再交付申請書									○		

※主任技術者選任・解任については、遅滞なく、主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生してから2週間以内に、再開の届出は、10日以内、その他変更等については30日以内に届け出をしてください。

※書類サイズは全てA4にしてください。

※上記の表にかかわらず、その他確認のため別途書類を提出いただく場合があります。

各種変更事項等に伴う提出書類一覧表

(水道)

※別表(組織変更又は合併等の場合の届出方法)

申請者	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人⇒法人, 法人⇒個人	「指定給水装置工事事業者(廃止)届出書(様式第11)」及び 「指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)」	
	相続	相続人が事業を継続したいとき		
法人	組織変更	合同会社 ⇒ 株式会社	「指定事項変更届出書(様式第10)」	
		合名会社 ⇒ 株式会社		
		合資会社 ⇒ 株式会社		
		有限会社⇒株式会社		
	合同会社・合名会社・合資会社間			
	合併	指定工事事業者Aと 指定工事事業者Bが合併	AがBを吸収合併	Aは、「指定事項変更届出書(様式第10)」 Bは、「指定給水装置工事事業者(廃止)届出書(様式第11)」
			新会社C設立(新設合併)	A・Bは、「指定給水装置工事事業者(廃止)届出書(様式第11)」 Cは、「指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)」
会社Aと 指定工事事業者Bが合併		AがBを吸収合併	Aは、「指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)」 Bは、「指定給水装置工事事業者(廃止)届出書(様式第11)」	
		新会社C設立(新設合併)	Bは、「指定給水装置工事事業者(廃止)届出書(様式第11)」 Cは、「指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)」	

※合併による新会社設立は、新規指定申請とする。

※この表は一例を示したものです。ご不明な点は、給排水設備グループ(TEL0823-26-1671)までご連絡ください。